

議案説明書

こども福祉部 保育課

提出議会：令和5年第1回定例会

1 案件名

議案第35号 佐野市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の改正について

2 概要

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に、児童の安全の確保に関する計画の策定に係る規定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が加えられ、民法等の一部を改正する法律（令和4年法律第102号）の一部の施行により、懲戒に係る権限の濫用禁止の条文が削除されたことによる改正

3 理由及び趣旨、目的、内容等

- (1) 条例第7条に規定する居宅訪問型保育事業を行う者への適用を除くため、第8条の3第2項を条文に加える。
- (2) 第8条の2として安全計画を策定し、職員に対し計画を周知し研修及び訓練を定期的実施し保護者に計画を周知するとともに、定期的な計画の見直しを行う規定を追加する。
- (3) 第8条の3として自動車運行時に利用者の所在を確実に把握する規定及び自動車利用者の見落としを防止する装置を備える規定を追加する。
- (4) 第11条の「ときは」を「その行う保育に支障がない場合に限り」改め、同条ただし書きを削る。
- (5) 第14条の懲戒に係る濫用の禁止を削る。
- (6) 第15条第2項の条文中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」規定に改める。

4 その他の事項

施行日 令和5年4月1日（第14条の改正は公布の日）

第8条の3第2項の規定の適用については、令和6年3月31日までの経過措置あり。